

実施要項

1 目的／

聴覚障害者の暮らしや権利、命を守り、「完全参加と平等」の理念の下、業務を遂行し、聴覚障害者と共に歩む手話通訳者を養成することを目的とします。

身体障害者福祉の概要や手話通訳者の役割・責務などについて理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話通訳技術、対人援助技術を習得します。

2 主催／

京都市・社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会

3 受講資格（下記の全項目を満たす者）／

【手話通訳Ⅰ（ホップ）】（旧：基本）

- (1) 手話奉仕員養成講座 入門・基礎編 修了者
- (2) 京都市在住または勤務地が京都市内の者
- (3) 将来、京都市内において手話通訳者として活動可能な者

※2018年度以前に基本課程を受講された方は、再受講できません。

※(1) 講座の未修了者でも、聴覚障害者と日常会話が可能な者については、面談の上、受講可否について決定します。

【手話通訳Ⅱ（ステップ）】（旧：応用）

- (1) 基本課程の到達目標に達した者で、2018年度基本課程を2/3以上出席した者
- (2) 京都市在住または勤務地が京都市内の者
- (3) 将来、京都市内において手話通訳者として活動可能な者

※ただし2017年度以前に基本課程を修了した者、または基本課程未修了でも基本課程の到達目標に達している者は、面談の上、受講可否について決定します。

【手話通訳Ⅲ（ジャンプ）】（旧：実践）

- (1) 応用課程の到達目標に達した者で、2018年度応用課程を2/3以上出席した者
- (2) 京都市在住または勤務地が京都市内の者
- (3) 将来、京都市内において手話通訳者として活動可能な者

※ただし、2018年度以前に応用課程を修了した者、または応用課程未修了でも応用課程の到達目標に達している者は、面談の上、受講可否について決定します。

4 定員／

各課程30名 ※定員を超過した場合は抽選

5 会場／

京都市聴覚言語障害センター／京都市中京区西ノ京東中合町2番地

6 日 程 (予定) /

(1) 実技

【手話通訳Ⅰ (ホ ッ プ)】日曜日 10:00～15:00 ※2/9 は午前のみ

① 9/22 ②10/27 ③11/10 ④11/24 ⑤12/ 1 ⑥ 1/19 ⑦ 1/26 ⑧ 2/ 2 ⑨ 2/ 9

【手話通訳Ⅱ (ステップ)】火曜日 19:00～21:00

①5/14 ②5 /21 ③ 6 / 4 ④6/ 18 ⑤ 7 / 2 ⑥7/16 ⑦ 7/30 ⑧ 8 / 6 ⑨ 8/20 ⑩9/ 3

⑪9/10 ⑫10/ 1 ⑬10/15 ⑭11/ 5 ⑮11/19 ⑯12/ 3 ⑰12/ 10 ⑱12/17

【手話通訳Ⅲ (ジャンプ)】日曜日 10:00～15:00 ※7/15・8/12 は祝日です

①5/12 ②5 /26 ③6 / 9 ④6/23 ⑤7 / 15 ⑥7 /28 ⑦ 8/ 12 ⑧8/ 25 ⑨

(2) 講義

【手話通訳Ⅰ (ホ ッ プ)】5月18日 (土) (会場：南丹市八木公民館)：10:00～14:30

【手話通訳Ⅱ (ステップ)】6月 1日 (土) (会場：南丹市八木公民館)：10:00～14:30

【手話通訳Ⅲ (ジャンプ)】6月 1日 (土) (会場：南丹市八木公民館)：13:00～16:30

※合同講義の受講は必修課目です。(欠席の場合は修了できません。)

受講困難の場合は欠席理由をお知らせください。事務局で検討します。

7 受講料 /

無料 (教材費、学習会・行事・実習参加費等、別途必要な場合あり)

8 教 材 /

「手話通訳Ⅰ」・「手話通訳Ⅱ」・「手話通訳Ⅲ」・「講義テキスト」全国手話研修センター発行

9 受講修了に関して /

(1) 各課程全日程の11回以上出席した者。

(2) 上記6 (2) の講義を出席した者。

10 申込み方法 /

別紙1の受講申込書に必要事項を記入の上、写真を貼付し、郵送にてお申込み下さい。

〒604-8437 京都市中京区西ノ京東中合町2番地 京都市聴覚言語障害センター

地域第一福祉部 京都市手話通訳者養成講座事務局宛

※記入に不備があった場合 (記入漏れ等) は、申込みを受付できない場合があります。

11 申込み締切日 /

2019 (平成31) 年4月19日 (金) 必着

12 受講の可否について /

受講の可否については、5月上旬頃を予定しております。

13 問い合わせ先 /

京都市聴覚言語障害センター 地域第一福祉部 手話通訳者養成講座事務局

TEL075-841-8337 FAX075-841-8312